

令和5年7月7日からの大雨により被害を受けられた皆さまへ

このたびの大雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被害のご連絡先

弊組合、最寄りの取扱代理所におきまして、お客さまからの被害に関する、ご連絡・お問い合わせ・ご相談を承っています。

受付時間 組 合 : 午前8時45分～午後5時30分 Tel 092-622-8071

取扱代理所 : 午前9時～午後5時

災害救助法適用に伴う特別措置のご案内（令和5年7月10日現在）

このたびの大雨による被災について、県内の下記地域に災害救助法が適用されました。弊組合では、適用された地域で、ご契約をいただいている皆さまを対象に「継続契約の締結手続き」ならびに「共済掛金のお支払い」につきましては、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望の方は、弊組合または取扱代理所にお問い合わせください。

災害救助法適用市町村	法適用日	猶予期間
久留米市（くるめし）	令和5年7月8日 （土曜日）	令和5年9月30日 （土曜日）
八女市（やめし）		
筑後市（ちくごし）		
うきは市（うきはし）		
朝倉市（あさくらし）		
那珂川市（なかがわし）		
朝倉郡筑前町 （あさくらぐんちくぜんまち）		

朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら)		
八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち)		
田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち)		

〔特別措置の内容〕

1. 共済掛金の払込猶予

災害救助法の適用日から一定期間、被災契約者が払い込むべき共済掛金の払込について、猶予いたします。

2. 継続契約の締結手続きの猶予

災害救助法の適用日以降に共済責任を開始する継続契約について、契約の継続手続きが一定期間内に行われた場合は、前契約と同一の契約条件による継続契約が前契約の満期日をもって成立したものとします。

以上